

各市町村障がい福祉主管課長 様

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

高次脳機能障害(者)支援体制加算に係る研修の取扱い等について (通知)

日頃から、本府障がい福祉行政の推進に御協力をいただきありがとうございます。

標記について、令和 6 年度障がい福祉サービス報酬改定に伴い「高次脳機能障害(者)支援体制加算」が新設され、高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修（以下、「加算対象の研修」という）の修了が必要となります。

大阪府では、下記の研修のみを加算対象の研修として取り扱うことといたします。下記に定める研修以外については、加算の対象外となりますので、御承知置き願います。（下記 1 については、高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が発行する受講証明書を以て、加算対象の研修を修了したのものとして取扱います。）

なお、下記取扱いについては、国の方針等により変更となる場合があります。変更となりましたら別途大阪府より御連絡差し上げます。

貴市町村においては、本件について、管内の障がい福祉サービス事業所等関係機関へ御周知いただきますようよろしくお願いいたします。また、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」の取扱いを除く「高次脳機能障害(者)支援体制加算」の加算要件についての問合せは、府内各障がい福祉サービスに係る指定担当部局にて御対応いただきますようお願い申し上げます。（府が指定権者となる障がい福祉サービス事業所に関しては大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導 G へ御連絡ください。）

記

- 1 高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が実施した「令和 5 年度高次脳機能障害支援・指導者養成研修会（実践研修）」（3 日間研修）
- 2 大阪府が令和 6 年度以降実施する「大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修」

※大阪府では、一定の受講条件を満たしている方を対象に、「高次脳機能障害支援体制加算」の算定要件となる研修として、「令和 6 年度大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修」を令和 6 年 7 月に実施予定です。受講条件も含めた詳細については、別途御連絡差し上げます。

【「これに準ずるものとして都道府県知事が定める研修」の取扱いも含めた研修に関する問い合わせ先】

大阪府福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

担当 : 地域生活推進グループ 木路・石原・オルセン

TEL 06 (6944) 6671

FAX 06 (6944) 2237

## 行動障がい支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障がい者支援体制加算の対象となる研修



更新日：2023年8月28日

平成30年度障がい福祉サービス等の報酬改定により、計画相談支援及び障がい児相談支援における体制加算が創設されました。各加算の要件となる研修は以下のとおりです。

[以下は、大阪府知事が加算対象と認める研修です。]

### 行動障がい支援体制加算の対象となる研修

- 1 強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）（修了証書の写しでの確認になります。）  
（平成27年度から府で実施、実践研修を受けるためには基礎研修の修了が必要です）  
※大阪府強度行動障がい支援者養成研修のページはこちら
- 2 行動支援従事者養成研修（修了証書の写しでの確認になります。）  
（平成26年度まで府で実施、平成30年度から府の指定する研修事業者が実施）  
行動支援従事者養成研修課程指定事業者による研修を対象  
※行動支援従事者養成研修のページはこちら

### 要医療児者支援体制加算の対象となる研修

	開催団体	年度	研修名
1	大阪府障がい者自立相談支援センター	平成26年度	大阪府相談支援従事者専門コース別研修 医療的ケア（重症心身障がい者）コース
2		平成27年度	大阪府相談支援従事者専門コース別研修 医療的ケアコース
3		平成30年度	大阪府相談支援従事者専門コース別研修 医療的ケアコース
4	大阪府福祉部障がい福祉室	令和元年度以降	大阪府医療的ケア児等コーディネーター養成研修（※1）
5	地域生活支援課	令和元年度以降	大阪府医療的ケア児等支援者養成研修（※2）

※1 大阪府医療的ケア児等コーディネーター養成研修のページはこちら

※2 大阪府医療的ケア児等支援者養成研修のページはこちら

#### ○ 加算対象研修の市町村での修了確認手続きについて

- ・修了証書の写しでの確認になります。
- ・修了証書を紛失している場合については、市町村に当該研修を修了している旨申告があった方について、市町村が個人情報提供に係る同意を得た上で修了状況確認書<様式1※>を作成し、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課地域生活推進グループあて提出し、研修を修了している旨確認を受けるものとします。

※修了状況確認書<様式1> [Excelファイル/14KB]

### 精神障がい者支援体制加算の対象となる研修

	開催団体	年度	研修名
1	大阪府障がい者自立相談支援センター	平成27年度	大阪府相談支援従事者専門コース別研修 地域移行・地域定着支援コース
2		平成28年度	大阪府相談支援従事者専門コース別研修 地域移行・地域定着支援コース
3		令和元年度以降	大阪府相談支援従事者専門コース別研修 地域移行・地域定着支援コース
4	大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課	令和元年度	大阪府地域移行・地域定着支援関係者研修
5	大阪府こころの健康総合センター	平成27年度以降	精神保健福祉従事者研修 精神保健福祉関係機関職員研修 ベーシック研修B （研修対象者：精神保健福祉業務に従事して1年未満の初任者に限る） ※修了証書を発行していません
6	大阪市障がい者相談支援研修センター	平成30年度	大阪市障がい者相談支援従事者研修 -精神障がいのある方へのよりよい支援のために-

7	堺市こころの健康センター	平成26から30年度	精神保健福祉関係機関新任者研修 (加えて平成30年度の現任研修をいずれか1回修了した場合に対象)
8		令和元年度	精神保健福祉関係機関新任者研修のうち精神障害者支援体制加算対象研修

※各コース全日程修了した方のみを加算の対象とします。

○ 加算対象研修の市町村での修了確認手続きについて

・ 1から4及び6については、修了証書の写しでの確認になります。

・ 1から3で修了証書を紛失している場合及び5については、市町村に当該研修を修了している旨申告があった方について、市町村が個人情報提供に係る同意を

得た上で、修了状況確認書<様式1※>を作成し、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課地域生活推進グループあて提出し、研修を修了している旨確認を受けるものとします。

・ 4について、修了証書その他の問い合わせにつきましては、大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 ((06)6944-2295) にお問い合わせください。

・ 6について、修了証書その他の問い合わせにつきましては、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課 ((06)6208-7939) にお問い合わせください。

・ 7、8について、修了証書その他の問い合わせにつきましては、堺市健康福祉局 障害福祉部障害書施策推進課 ((072)228-7818) にお問い合わせください。

※修了状況確認書<様式1> [\[Excelファイル/14KB\]](#)

このページの作成所属

福祉部 障がい福祉室地域生活支援課 地域生活推進グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [福祉部障がい福祉室地域生活支援課](#) > [行動障がい支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障がい者支援体制加算の対象となる研修](#)

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府

(法人番号 4000020270008)

本庁

〒540-8570

大阪市中央区大手前2丁目

(代表電話) 06-6941-0351

咲洲庁舎

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16

(代表電話) 06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2024 Osaka Prefecture. All rights reserved.